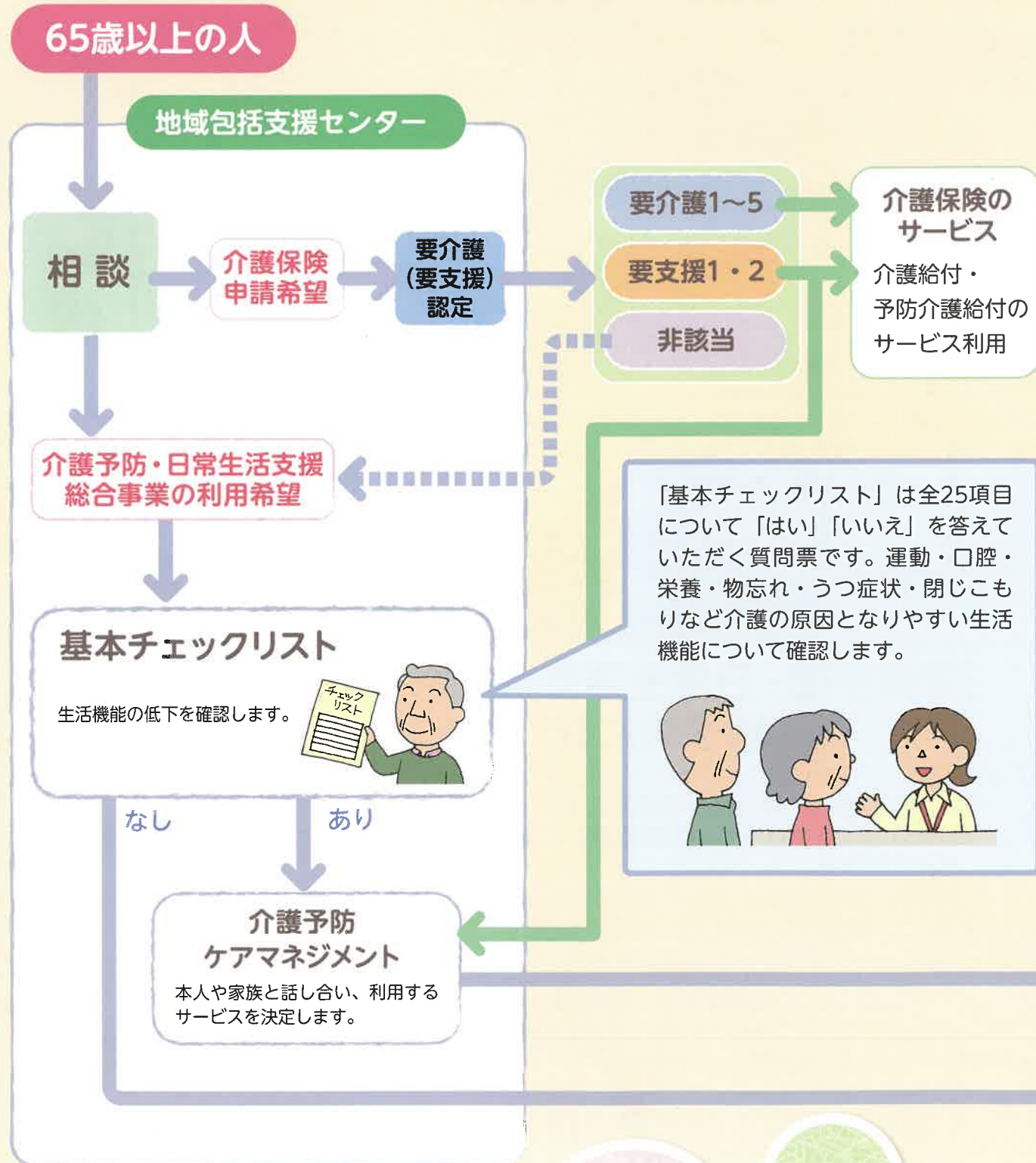


「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用して自立した生活を続けましょう!

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした、市区町村が行う介護予防事業です。介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを気軽に利用することができます。お住まいの地域包括支援センターにご相談ください。

利用までの流れ



介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

- 要介護認定で要支援1・2の判定を受けた人
 - 基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人
- が利用できます

訪問型サービス

- ホームヘルプ
自立した生活を営むために、ホームヘルパー等が調理、洗濯、掃除などの日常生活上の支援を行います。



通所型サービス

- デイサービス
通所介護施設などで機能訓練をはじめとした支援を行います。
- 通所型サービスC(短期集中型通所サービス)
3~5か月(週1回程度)
運動・栄養・口腔機能の維持・向上と、認知症・うつ・閉じこもりの予防を目的とした、専門の講師による短期的な教室です。
- 通所型サービスA(基準緩和型通所サービス)
閉じこもりを予防し、積極的に仲間とのコミュニケーションをとることを目的とした、レクリエーションや体操を行う教室です。



一般介護予防事業

● 65歳以上の人利用できるサービスです

- はつらつ教室
- 楽しく長生き講座(団体向け出前講座)
- フィットネスクラブ助成事業
- 運動・栄養等の教室
- エンジョイ! やすらぎ事業 等

